

[事案 2019-275] 配当金支払請求

・令和2年9月16日 裁定終了

<事案の概要>

設計書に記載されたとおりの一括受取金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和63年2月に契約した終身保険について、以下の理由により、設計書記載どおりの一括受取金を支払ってほしい。

- (1)設計書記載の金額が支払われると説明されたので契約したが、受取時の金額は設計書記載の金額を下回っている。
- (2)受取金額が設計書記載の金額を下回る可能性があることについて、契約後一切説明はなく、募集人からもそのような話は聞いていない。
- (3)他社からは、当初の約束通りの金額が支払われている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)一括受取金は、責任準備金と配当金の合計額であるが、決算において剰余金が生じたときにその中から社員配当準備金として本契約の配当に充てるため、配当金の支払いは約束されたものではない。
- (2)設計書には、積立配当金および年金年額について、今後変動する場合があります、将来の支払額を約束するものではない旨の記載がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、設計書に記載された一括受取金を支払う理由は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。